

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第98号

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表環境政策局の款地球温暖化対策室の項中

	調査係長 計画・気候変動適応策推進係長 脱炭素ライフスタイル推進係長 国際連携係長 エネルギー企画係長 脱炭素ビジネス推進係長 脱炭素モビリティ推進係長
--	--

に改め、同款循環型社会推進部の項中「ごみ減量推進課」を「資源循環推進課」に、「廃棄物企画係長」を「資源循環企画係長」に、「事業ごみ減量企画係長 事業ごみ減量啓発係長」を「事業ごみ企画係長」に改め、同款適正処理施設部の項中

施設整備課	施設係長 計画係長 環境調査係長	を
施設建設課	施設建設係長	

施設整備課	施設係長 計画係長 環境調査係長	に改める。
-------	------------------	-------

第1条第1項の表行財政局の款総務部の項中「庶務係長」を「庶務係長 労務係長」に改め、同款人事部の項中「業務改善推進係長」を「働き方改革推進係長」に改め、同款財政部の項及び資産活用推進室の項を次のように改める。

財政室	財政課長	企画係長 行政改革係長	公共施設
	行政改革課	マネジメント推進係長	調査係長

	長 財政調 査課長	予算第一係長 予算第二係長 予算 第三係長 予算第四係長 予算第五 係長
資産イノベ ーション推 進室	企画課長 資産有効活 用課長 学 校跡地活用 促進第一課 長 学校跡 地活用促進 第二課長 学校跡地活 用促進第三 課長	企画係長 資産有効活用係長 学校 跡地活用促進第一係長 学校跡地活 用促進第二係長 学校跡地活用促進 第三係長
管財契約部	資産管理課	管理係長 債権回収促進係長 地籍 調査係長 測量係長
	契約課	検収係長 物品契約係長 工事契約 係長

第1条第1項の表総合企画局の款都市経営戦略室の項中「都市経営戦略課長」を「戦略デザイン課長 戦略マネジメント課長」に、「都市経営戦略係長」を「戦略デザイン係長 戦略マネジメント係長」に改め、同款総合政策室の項中「市民協働企画係長 市民協働推進係長」を「市民協働係長 公民連携係長」に改め、同款市長公室の項中「政策企画調整第四課長」及び「計画調整係長 特区活用推進係長」を削り、同款国際化推進室の項中「国際化推進室」を「国際交流・共生推進室」に、「交流推進係長」を「交流推進係長 共生推進係長」に改め、同項の次に次の1項を加える。

デジタル化 戦略室	デジタル化 戦略課長 デジタル化 推進課長	デジタル化戦略係長 デジタル化推 進係長
--------------	--------------------------------	-------------------------

第1条第1項の表総合企画局の款情報化推進室の項中「デジタル化推進課長 情報セキュリティ・ICT推進課長 情報管理課長」を「情報セキュリティ・ガバナンス推進課長 情報管理課長 システム標準化企画課長」に、「デジタル化推進係長 情報セキュリティ係長 ICT推進係長」を「調整係長 情報セキュリティ・ガバナンス推進係長」に、「調整係長 オープン化推進係長 オープン化開発係長」を「システム標準化企画係長」に改め、「国勢調査係長」を削る。

第1条第1項の表文化市民局の款文化芸術都市推進室の項中「計画係長」を「連携推進係長」に改め、同款くらし安全推進部の項中「路上喫煙対策係長」を削り、同款地域自治推進室の項中「区政推進課長」を「区政推進課長 市民窓口企画課長 マイナンバーカード企画推進課長」に改め、「市民窓口企画課長」を削る。

第1条第1項の表産業観光局の款産業イノベーション推進室の項中「ライフ・グリーン産業振興課長」を「ライフ・グリーン産業振興課長 スタートアップ支援・イノベーション拠点整備課長」に、「ライフ・グリーン産業振興係長」を「ライフ・グリーン産業振興係長 スタートアップ支援係長 イノベーション拠点整備係長」に改め、同款地域企業イノベーション推進室の項中「スタートアップ支援・イノベーション拠点整備課長」及び「スタートアップ支援係長 イノベーション拠点整備係長」を削り、同款クリエイティブ産業振興室の項中「染織係長 工芸係長」を「工芸係長 染織係長」に改める。

第1条第1項の表保健福祉局の款医療衛生推進室の項中「企画係長」を「企画係長 調査係長」に、「医務係長」を「医務第一係長 医務第二係長」に改め、「旅館業審査第四係長」及び「宿泊施設監視指導第三係長」を削る。

第1条第1項の表子ども若者はぐくみ局の款子ども若者未来部の項中「放課後まなび教室推進係長」を削り、「子ども・若者支援係長」を「若者・まなび推進係長」に改め、同款幼保総合支援室の項中「認可給付係長」を削る。

第1条第1項の表都市計画局の款都市企画部の項中「企画調整係長」を削り、同款建築指導部の項中「審査第二係長」を「審査第二係長 バリアフリー推進係長」に改め、同款住宅室の項中「分譲マンション管理支援係長」を「分譲マンション管理支援係長 ニュータウン企画調整係長」に改める。

第1条第2項の表多文化共生のまちづくり推進プロジェクトチームの項を削り、同表「働き方改革」推進プロジェクトチームの項の次に次の1項を加える。

孤独・孤立対策プロジェクトチーム	「孤独・孤立」に関する様々な課題の解決に向けた施策の調査、研究及び企画
------------------	-------------------------------------

第1条第2項の表「民泊」対策プロジェクトチームの項及び再犯防止対策検討プロジェクトチームの項を次のように改める。

「民泊」対策プロジェクトチーム	住宅等に有料で宿泊させることに関する調査、研究及び企画並びに安心かつ安全で市民生活と調和した宿泊環境の整備の促進に関する調査及び研究
-----------------	--

第1条第4項中「総合企画局国際化推進室」を「総合企画局国際交流・共生推進室」に改め、同条第9項中「文化芸術政策監、」及び「、デジタル化戦略監」を削り、「監察監又は」を「産業・文化融合戦略監、文化芸術政策監、デジタル化戦略監、」に改め、「観光政策監」の右に「、木の文化・森林政策監、新型コロナ対策・ワクチン接種統括監又は監察監」を加え、同条第10項中「、産業観光局に京の食文化・流通戦略監、都市計画局に住宅政策監」を削り、同条第14項中「行財政局資産活用推進室」を「行財政局資産イノベーション推進室」に改める。

第2条第2項を削り、同条第3項を同条第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

3 危機管理監は、上司の命を受け、防災その他危機管理に関する事務を統括するとともに、市長が特に必要があると認めるときは、局長その他職員を指揮監督する。

第2条第5項及び第6項を削り、同条第4項を同条第6項とし、同項の前に次の2項を加える。

4 産業・文化融合戦略監は、上司の命を受け、産業と文化の融合による新たな価値の創出に関する重要政策を統括するとともに、市長が特に必要があると認めるときは、局長その他職員を指揮監督する。

5 文化芸術政策監は、上司の命を受け、文化芸術の振興に関する重要政策を統括するとともに、市長が特に必要があると認めるときは、局長その他職員を指揮監督する。

第2条第7項中「統括する」の右に「とともに、市長が特に必要があると認めるときは、局長その他職員を指揮監督する」を加え、同条中第10項及び第11項を削り、第22項を第23項とし、第13項から第21項までを1項ずつ繰り下げ、同条第12項中「第18項」を「第19項」に改め、同項を同条第13項とし、同条中第9項を第12項とし、第8項を第11項とし、第7項の次に次の3項を加える。

8 木の文化・森林政策監は、上司の命を受け、森林資源の適正な管理及び有効活用に関する重要政策を統括するとともに、市長が特に必要があると認めるときは、局長その他職員を指揮監督する。

9 新型コロナ対策・ワクチン接種統括監は、上司の命を受け、新型コロナウイルス感染症に係る対策及びワクチンの接種に関する事務を統括するとともに、市長が特に必要があると認めるときは、局長その他職員を指揮監督する。

10 監察監は、上司の命を受け、服務監察及び業務監察に関する事務を統括するとともに、これらの事務に関し、他の任命権者との調整を行い、市長が特に必要があると認めるときは、局長その他職員を指揮監督する。

第6条第4項本文中「総合企画局国際化推進室」を「総合企画局国際交流・共生推進室」に改める。

第7条環境企画部の款環境総務課の項中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 環境教育に関する調査、研究、連絡及び調整並びに事務の統轄に関すること。

第7条循環型社会推進部の款ごみ減量推進課の項中「ごみ減量推進課」を「資源循環推進課」に改め、同款まち美化推進課の項第15号及び廃棄物指導課の項第2号中「ごみ減量推進課」を「資源循環推進課」に改め、同条適正処理施設部の款施設管理課の項第4号中「施設建設課及び」を削り、同項第8号中「南部クリーンセンター第二工場」を「南部クリーンセンター」に改め、同款施設整備課の項第2号ただし書及び第3号ただし書を削り、同款施設建設課の項を削る。

第8条総務部の款法制課の項第4号中「資産活用推進室」を「資産管理課」に改め、同条人事部の款人事課の項第18号中「第243条の2」を「第243条の2の2」に改め、同条財政部の款及び資産活用推進室の款を次のように改める。

財政室

- (1) 予算管理の調査及び研究に関すること。
- (2) 財政の調査及び計画に関すること。
- (3) 予算の編成に関すること。
- (4) 予算執行の調整及び管理に関すること。
- (5) 予備費に関すること。
- (6) 地方交付税に関すること。

- (7) 市債及び借入金に関すること。
- (8) 基金管理事務の指導及び統轄に関すること。
- (9) 土地基金に関すること。
- (10) 財政事情の公表に関すること。
- (11) 行政運営の効率化及び適正化に関すること。
- (12) 公共施設マネジメントの推進に係る総合的な企画及び調整に関すること。
- (13) 外郭団体等の設置、運営等に関する総合的な調整に関すること。
- (14) 京都市行政活動及び外郭団体の経営の評価に関する条例（以下「評価条例」という。）による事務事業の評価に関する事務の統轄及び評価条例による外郭団体の経営評価に関すること。
- (15) 外郭団体経営評価専門員に関すること。
- (16) 評価条例第11条第1項に規定する委員会（事務事業の評価に関するものに限る。）に関すること。
- (17) その他財務に関すること。

資産イノベーション推進室

- (1) 持続可能な行財政の確立に向けた税外収入の確保に関する調査、企画、連絡及び調整並びに事務の統轄に関すること。
- (2) 公有財産の有効活用及び効率的な管理に関する事務の統轄に関すること。
- (3) 普通財産の処分（管財契約部の所管に属するものを除く。）及びこれに伴う登記に関すること。
- (4) 市有土地利用計画及びこれに伴う調整に関すること。
- (5) 市内の土地に関する情報の収集等に関すること。
- (6) 広告事業及びネーミングライツ（本市の施設等の通称を命名する権利をいう。）の統轄に関すること。
- (7) 学校跡地の活用に関すること。
- (8) ネーミングライツ審査委員会及び京都市公有財産及び物品条例第13条に規定する委員会（室が所管する事務に関するものに限る。）に関すること。

管財契約部

資産管理課

- (1) 部の所掌事務の連絡及び調整に関すること。

- (2) 公有財産の調査及び公有財産管理事務の統轄に関すること。
- (3) 市有債権の管理に関する事務の統轄に関すること。
- (4) 市長が指定する市有債権に係る徴収金の徴収に関すること。
- (5) 支払督促（行財政局財政担当局長が必要と認めるものに限る。）及びこれに対する督促異議の申立てに係る訴訟に関すること。
- (6) 不動産の鑑定及び評価の統轄に関すること。
- (7) 公舎管理事務の統轄に関すること。
- (8) 普通財産の管理及び処分（部が所管する土地及び行財政局財政担当局長が別に定める土地に係るものに限る。）に関すること。
- (9) 公共用地及び建物等の取得並びに地上物件の移転等に伴う補償に関すること。ただし、環境政策局、都市計画局及び建設局の所管に属するものを除く。
- (10) 公共用地及び建物等の取得価額並びに地上物件の移転等に伴う補償額の審査に関すること。
- (11) 国直轄土木事業の用地買収等に係る連絡及び協議に関すること。
- (12) 都市計画法第57条及び第67条による届出に関すること。
- (13) 公有地の拡大の推進に関する法律による事務に関すること。
- (14) 国土利用計画法による事務に関すること。ただし、総合企画局の所管に属するものを除く。
- (15) 会社更生法に関すること。
- (16) 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法による事務（特定登記未了土地の相続登記等に関する不動産登記法の特例に関するものに限る。）に関すること。
- (17) 租税特別措置法施行令による特定住宅用地の認定及び譲渡予定価額の審査に関すること。
- (18) 不動産の交換に関すること。
- (19) 登記に関すること。ただし、資産イノベーション推進室、都市計画局及び建設局の所管に属するものを除く。
- (20) 財産区に関すること。
- (21) 市有地の境界明示及び測量に関すること。
- (22) 地籍調査に関すること。
- (23) 全国市有物件災害共済会に関すること。ただし、自動車損害共済に係るものを除く。

(24) 土地利用審査会及び不動産評価委員会に関すること。

(25) 土地開発公社に関すること。

契約課

(1) 物件の売買契約及び貸借契約に関すること。ただし、会計室の所管に属するものを除く。

(2) 工事その他の請負契約に関すること。

(3) 物件の検収に関すること。

(4) 契約の履行に関すること。

(5) 契約に関する調査及び事務の指導に関すること。

(6) 京都市公契約基本条例による事務に関すること。

(7) 競争入札運用委員会に関すること。

(8) 公契約審査委員会に関すること。

第8条税務部の款税制課の項第11号中「地方特例交付金」の右に「及び新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金」を加える。

第9条都市経営戦略室の款第2号を同款第4号とし、同款第1号の次に次の2号を加える。

(2) 国土形成計画、近畿圏整備計画その他広域計画及び特区制度に係る連絡及び調整に関すること。

(3) 国土利用計画法による市町村計画に関すること。

第9条市長公室の款中第18号及び第19号を削り、第20号を第18号とし、第21号から第28号までを2号ずつ繰り上げ、同条国際化推進室の款中「国際化推進室」を「国際交流・共生推進室」に改め、同款第1号中「国際化の推進及び」を削り、「国際交流」の右に「及び多文化共生」を加え、「及び調整」を「調整並びに情報の収集及び提供」に改め、同款中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り上げ、同款の次に次の1款を加える。

デジタル化戦略室

(1) デジタル化に関する調査、企画、連絡及び調整並びに事務の統轄に関すること。

(2) 特命事項に関すること。

第10条文化芸術都市推進室の款文化芸術企画課の項中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号を第10号とし、同款文化財保護課の項中第10号を第11号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 元離宮二条城事務所に関すること。

第12条障害保健福祉推進室の款第25号を削り、同款第26号を同款第25号とし、同条生活福祉部の款保険年金課の項第18号に次のただし書を加える。

ただし、区役所、区役所支所及び区役所出張所の所管に属するものを除く。

第12条健康長寿のまち・京都推進室の款健康長寿企画課の項第14号を削り、同項第15号を同項第14号とする。

第13条はぐくみ創造推進室の款第5号及び第7号中「及び障害児通所支援事業者等」を「、障害児通所支援事業者等、放課後児童健全育成事業を行う者及び私立幼稚園」に改め、同条子ども若者未来部の款子ども家庭支援課の項中第9号及び第10号を削り、第30号を第41号とし、第26号から第29号までを11号ずつ繰り下げ、同項第25号中「いじめ問題再調査委員会」を「小児慢性特定疾病審査会、いじめ問題再調査委員会」に改め、同号を同項36号とし、同項中第19号から第24号までを11号ずつ繰り下げ、第18号を第27号とし、同号の次に次の2号を加える。

(28) 京都市ひとり親家庭等医療費支給条例及び京都市子ども医療費支給条例による事務に関すること。ただし、区役所、区役所支所及び区役所出張所の所管に属するものを除く。

(29) 障害児に係る福祉施策に関する調査、研究、企画及び調整に関すること。

第13条子ども若者未来部の款子ども家庭支援課の項中第17号を第26号とし、第11号から第16号までを9号ずつ繰り下げ、第8号を第19号とし、第7号を第18号とし、第6号を第17号とし、第5号を第14号とし、同号の次に次の2号を加える。

(15) 児童福祉法施行規則による指定医の指定に関すること。

(16) 母子保健法による養育医療の給付に関すること。ただし、区役所、区役所支所及び区役所出張所の所管に属するものを除く。

第13条子ども若者未来部の款子ども家庭支援課の項第4号の次に次の9号を加える。

(5) 母子保健に関する事務の統轄に関すること。ただし、保健所の所管に属するものを除く。

- (6) 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事。ただし、区役所、区役所支所及び区役所出張所の所管に属するものを除く。
- (7) 児童福祉法による医療費の支給認定を受けた小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する事。ただし、区役所、区役所支所及び区役所出張所の所管に属するものを除く。
- (8) 児童福祉法による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定、指導及び監督に関する事。
- (9) 児童福祉法による小児慢性特定疾病児童等自立支援事業に関する事。ただし、区役所、区役所支所及び区役所出張所の所管に属するものを除く。
- (10) 児童福祉法による結核にかかっている児童に対する療育の給付に関する事。ただし、区役所、区役所支所及び区役所出張所の所管に属するものを除く。
- (11) 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設及び指定障害児相談支援事業者の指定に関する事。
- (12) 児童福祉法による障害児通所給付費等及び障害児入所給付費等の審査及び支給に関する事。
- (13) 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設、指定障害児相談支援事業者等に対する報告の要求、立入検査等に関する事。

第13条幼保総合支援室の款第18号を削り、同款第19号を同款第18号とする。

第14条都市企画部の款都市総務課の項中第4号及び第5号を削り、第6号を第4号とし、第7号から第14号までを2号ずつ繰り上げ、第15号を削り、第16号を第13号とし、同条まち再生・創造推進室の款に次の1号を加える。

- (14) 交流促進・まちづくりプラザに関する事。

第14条建築指導部の款建築指導課の項中第22号を第23号とし、第21号を第22号とし、第20号の次に次の1号を加える。

- (21) 京都市宿泊施設の建築等に係る地域との調和のための手続要綱に関する事。

第14条住宅室の款住宅政策課の項中第9号を第11号とし、第4号から第8号までを2号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の2号を加える。

- (4) 洛西新住宅市街地開発事業及びこれに関連する事業に係る施設の管理に関する事。
- (5) ニュータウンの活性化の推進に係る施策の調査、企画、連絡及び調整に関する事。

第14条住宅室の款住宅政策課の項に次の1号を加える。

(12) 住宅供給公社に関する事。ただし、住宅管理課の所管に属するものを除く。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)